

## 第 18 回高知市総合教育会議

### 配付資料

- 次第
- 名簿
- 高知市総合教育会議運営要綱
- 配席図
- 資料等
  - 議題：特別支援教育の推進
    - 資料 特別支援教育の推進「更なる特別支援教育の充実を目指して」

# 第 18 回高知市総合教育会議 次 第

令和 5 年 7 月 28 日(金) 14 : 00~15 : 30

たかじょう庁舎 6 階 大会議室

- 1 開 会
  
- 2 市長挨拶
  
- 3 議 題
  - 特別支援教育の推進
  
- 4 その他
  
- 5 閉 会

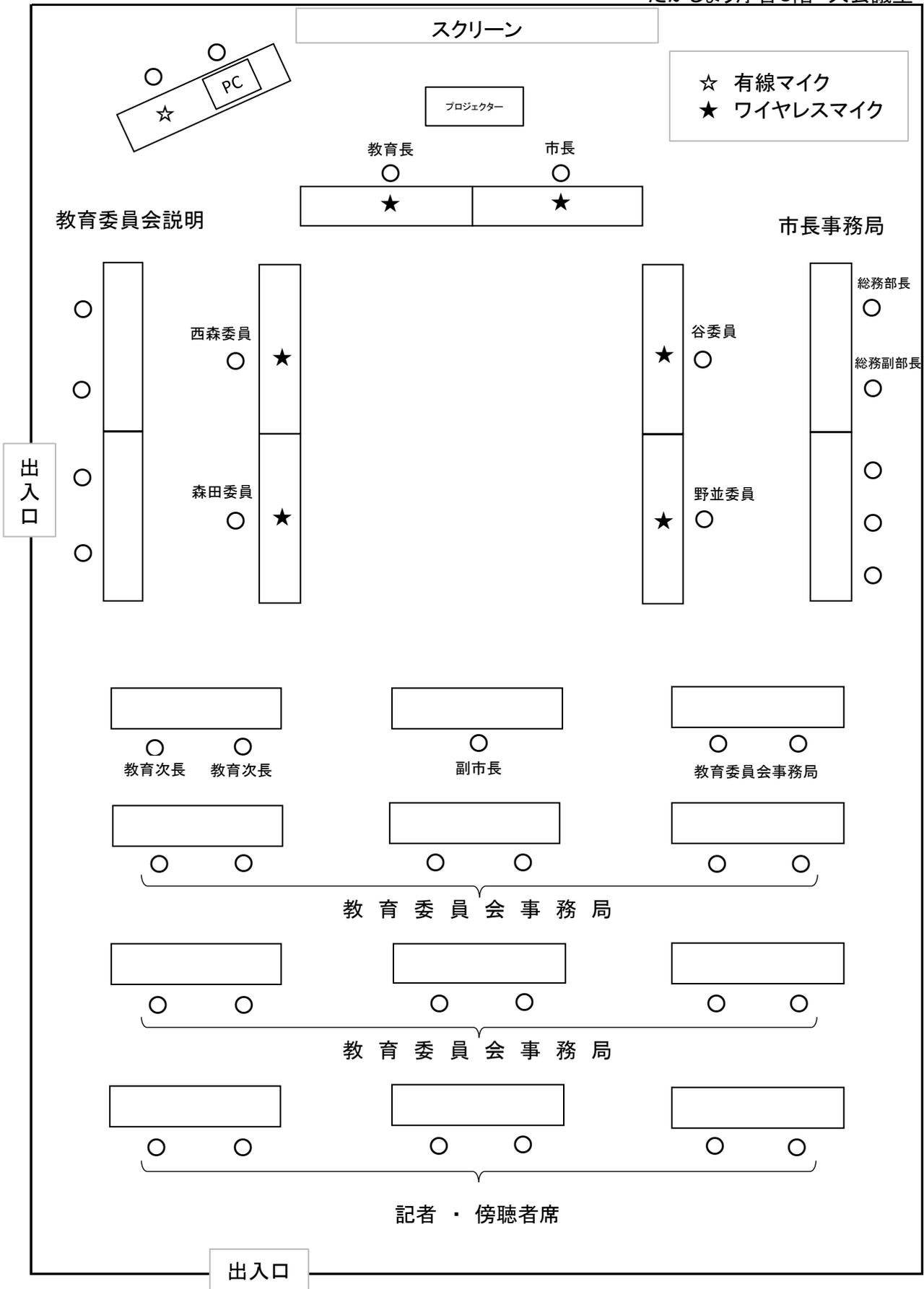
# 第18回 高知市総合教育会議名簿

令和5年7月28日

職名等		氏名
	市長	岡崎 誠也
教育委員会	教育長	松下 整
	教育委員	谷 智子
	教育委員	西森 やよい
	教育委員	野並 誠二
	教育委員	森田 美佐

第18回高知市総合教育会議 配席図

令和5年7月28日(金) 14:00～  
たかじょう庁舎6階 大会議室



## 高知市総合教育会議運営要綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定により、高知市総合教育会議運営要綱を次のように定める。

### （総則）

第1条 高知市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （招集）

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を、高知市ホームページに掲載して公表するものとする。

3 前項の規定は、第1項の通知に係る事項を変更した場合（会議を中止した場合を含む。）について準用する。

### （会議の非公開）

第3条 市長は、法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を公表することとする。この場合においては、第2条第2項の規定を準用する。

2 前項の規定は、会議の中途において生じた事態により、緊急に会議を公開しないこととする場合は、適用しない。

### （議事録）

第4条 市長は、法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者（傍聴人除く。）の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。この場合においては第2条第2項の規定を準用する。ただし、前条の規定の場合にあっては、公表しないことができる。

### （議事進行及び庶務）

第5条 会議の議事進行及び庶務は、総務部が行う。

### （補足）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

### 附則

この要綱は、平成27年4月27日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成29年10月24日から施行し、この要綱による改正後の高知市総合教育会議運営要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

## 特別支援教育の推進

「更なる特別支援教育の充実を目指して」



- 1 国の特別支援教育に関する動向について
- 2 本市における特別支援教育の方向性について
- 3 本市における特別支援教育の現状について
- 4 本市における特別支援教育推進の取組について
- 5 就学先の学校や学びの場の決定について
- 6 関係機関との連携

高知市教育研究所

令和5年7月28日(金)

# インクルーシブ教育システムの構築において

## インクルーシブ教育システムとは

- ◆障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶことを指向する。
- ◆個別の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる多様な学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）の実現を図る。



小・中・義務教育・高等学校

### 【合理的配慮】

- ◆障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が、必要かつ適当な変更・調整を行うこと。
- ◆障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。
- ◆学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。
- ◆合意形成が重要。



特別支援学校



特別支援学級



通級による指導



通常の学級

### 【国の動き】

- ・平成18年12月 「障害者の権利に関する条約」国連総会で採択署名（H19.9）、発効（H20.5）
- ・平成26年1月 同条約を批准
- ・平成25年6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定
- ・平成28年4月 同法の施行

### 【教育の動き】

- ・平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会報告
- ・平成25年9月 就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正
- ・平成25年10月 早期から一貫した支援に係る文科省初等中等教育局長通知
- ・平成28年11月 学校教育法施行規則・告示改正（高等学校における通級による指導の制度化）
- ・平成29年3月～ 新学習指導要領告示（すべての校種において特別支援教育に関する記述を充実）

### 【特別支援学校】

- ◆居住地にある学校等において、障害のない子どもと同じ場で学習する機会の保障
- ◆特別支援学校のセンター的機能により、保幼・小・中・高等学校の障害のある幼児児童生徒の指導及び支援について支援

### 【特別支援学級・通級による指導】（小・中・義務教育・高等学校※）

- ◆担任及び担当教員の専門性の向上 ※高等学校は通級による指導のみ
- ◆障害に応じた特別の指導（自立活動）の充実
- ◆引き継ぎシート等を活用し、保幼・小・中・高へ切れ目のない支援
- ◆通常の学級において学習する機会をできる限り保障

### 【通常の学級】（小・中・義務教育・高等学校）

- ◆すべての子どもが「分かる」「できる」ユニバーサルデザインによる授業実践の推進
- ◆引き継ぎシート等を活用し、保幼・小・中・高へ切れ目のない支援
- ◆特別支援教育支援員の配置
- ◆エレベーター、障害者用トイレの設置など、基礎的環境整備

# 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要)

(令和5年3月13日)

別添 2

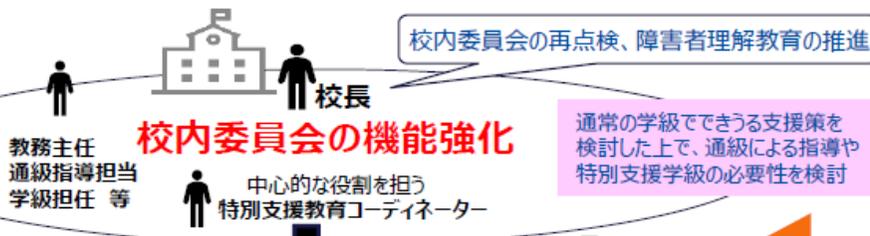
## 現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性  
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担  
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要

## 小中高等学校等

### ①校内支援体制の充実

- ☞ 支援の対象とすべき児童生徒について幅広く把握し、必要な支援を組織的に対応

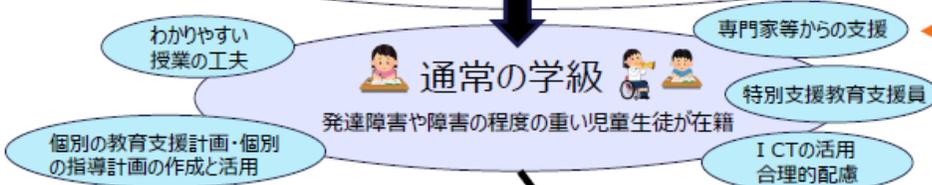


## 特別支援学校

### ③特別支援学校のセンター的機能の充実

- ☞ 特別支援教育に関する専門的な知見や経験等を有する特別支援学校からの小中高等学校への支援を充実

### 特別支援学校のセンター的機能の発揮



### ②通級による指導の充実

- ☞ 本人や保護者が仕組みや意義を理解した上で、指導を受けることが重要
- ☞ 児童生徒が慣れた環境で安心して受けられるよう、**自校通級**や**巡回指導**を促進
- ☞ 自立活動の意義と指導の基本を改めて周知、研修会等の実施
- ☞ 高等学校については、潜在的な対象者数も踏まえた教員定数措置を含めた指導体制等の在り方を検討

### 通級による指導



※ 弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱など<sup>1</sup>在籍者の少ない障害種への対応に差異が生じることのないよう留意

### ④インクルーシブな学校運営モデルの創設

～特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営～

- ☞ 特別支援学校を含めた2校以上で連携し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進める学校をモデル事業として支援
- ☞ 知的障害を対象とした通級による指導も同モデルにおいて実現



- ◆ 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。
- ◆ 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
- ◆ 国においては、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実に努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行うつつ、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。

## 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けて

## 第2期高知市教育振興計画

## 基本方針3 特別なニーズに対応した教育の推進

障害のある子供や帰国・外国人である子供など、教育上特別なニーズのある子供に対する支援の充実を図ります。

高知市においては、教育研究所特別支援教育班が特別支援教育の推進に係る業務を主担当として行っている。近年の特別支援教育へのニーズの高まりに対応できるよう、令和5年度から担当副参事を新配置することにより、組織体制を拡充し更なる特別支援教育の充実を目指している。

## 特別支援教育の充実

障害に関する知識や支援方法についての理解を深め、校内支援体制の充実を図るとともに、学校間や関係機関との連携を深め、切れ目ない支援の充実に取り組む。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、個別の教育支援計画等の充実を図るとともに、適切な合理的配慮の提供の実施や訪問看護ステーションへの委託による医療的ケアに取り組む。

## 教育研究所 特別支援教育班

特別支援教育の充実

特別支援学級・特別支援学校への支援

教育相談・就学相談の充実

## 教育相談・就学相談の充実

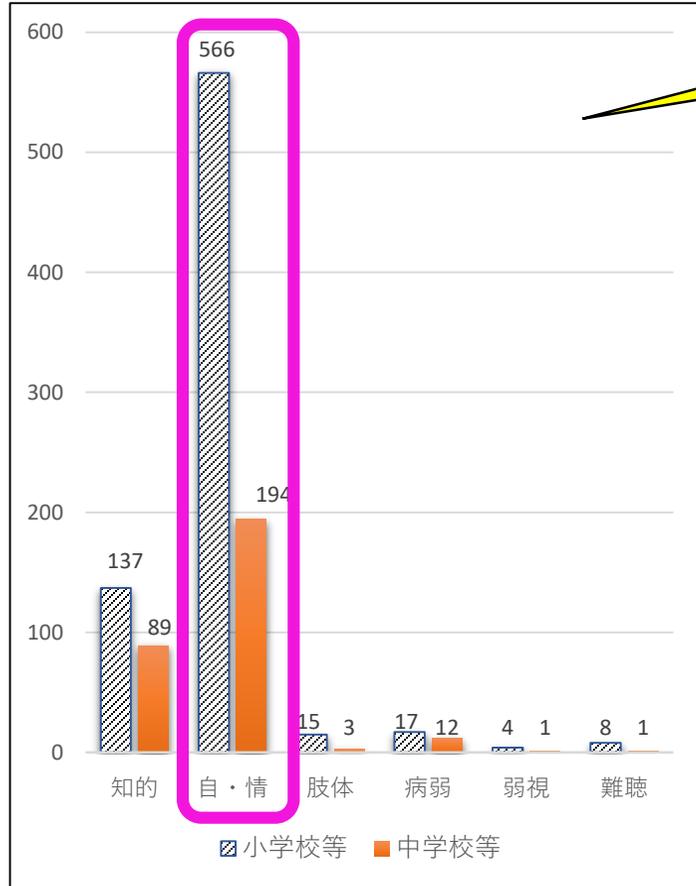
教育相談・就学相談を通して、幼児・児童・生徒の様子や発達の状況等に  
応じた、適切な学びの場（特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、  
通常の学級）を検討するとともに、それぞれの学びの場における合理的配慮  
の検討を行うなど、丁寧な教育相談・就学相談に努める。

## 特別支援学級・特別支援学校への支援

特別支援学校の教員や特別支援学級担任の専門性と資質・指導力の向上を図り、特別支援教育の充実に取り組むとともに、高知特別支援学校が特別支援教育におけるセンター的役割をさらに発揮することができるよう努める。

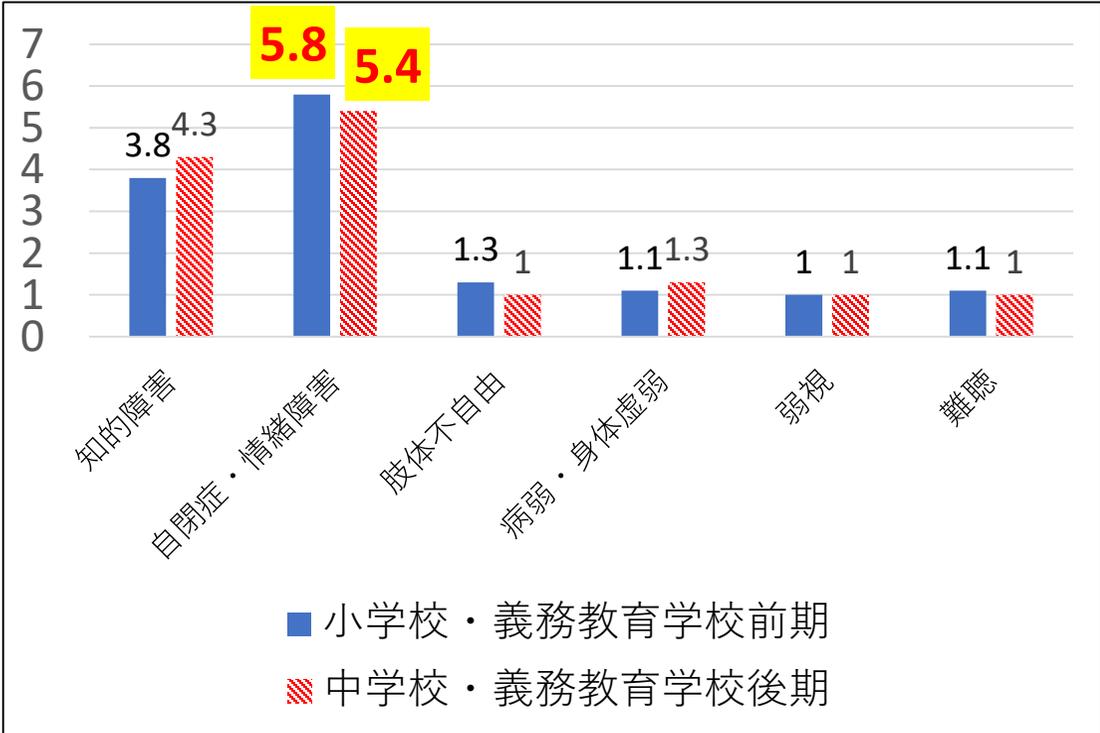
	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
対象障害種と人数	高知特別支援学校 133人	知的障害者 (57学級226人) 肢体不自由者 (15学級18人) 病弱者及び身体虚弱者 (26学級29人) 弱視者 (5学級5人) 難聴者 (8学級9人) 言語障害者 自閉症・情緒障害者 (135学級760人)  <b>合計: 1,047人</b> (246学級) (令和4年度比: +83名, +10学級)	言語障害者 (72人) 自閉症者 情緒障害者 弱視者 難聴者 学習障害者・注意欠陥多動性障害者 (18人)  肢体不自由者病弱者及び身体虚弱者  <b>合計: 90人</b>
児童生徒数	小学部: 52人 中学部: 25人 高等部: 56人  133人	小学校: 747人 中学校: 300人 小・中学校等在籍全児童生徒の <b>5.26%</b> (1,047人)	小学校: 84人 中学校: 6人 小・中学校等在籍全児童生徒の <b>0.45%</b> (90人)
学級編成 定数措置 (公立)	【小・中】1学級6人 【高】1学級8人 ※重複学級の場合, 1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置

特別支援学級在籍者種別内訳 (R5)

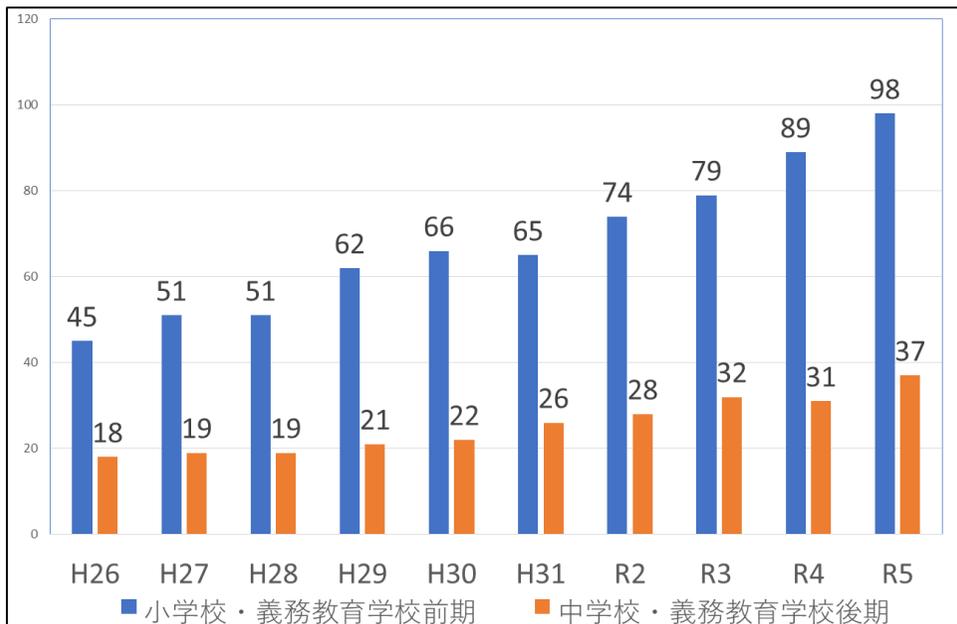


特別支援学級在籍児童生徒の9割以上が知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍

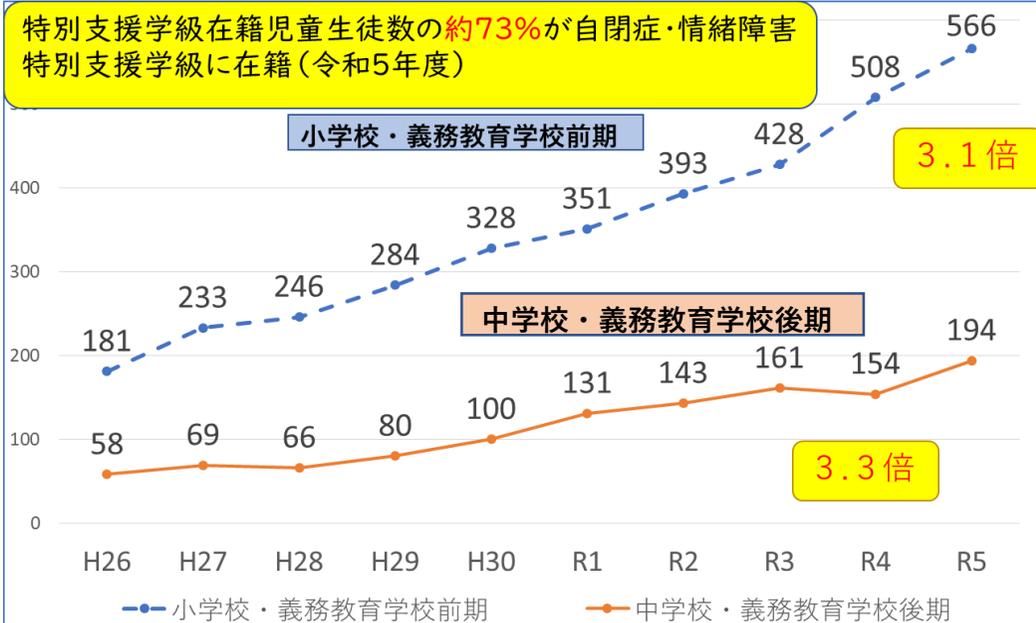
1学級あたりの児童生徒数 (R5)



自閉症・情緒障害特別支援学級数の推移



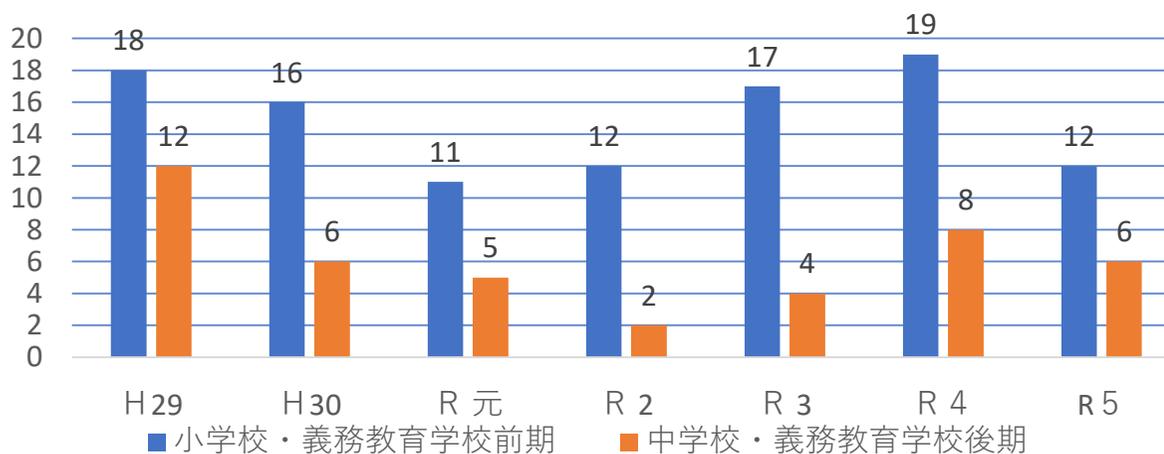
自閉症・情緒障害特別支援学級児童生徒数の推移



## 高知市の設置状況等

学校名	設置 教室数	児童生徒数等		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
第六小学校 (言語障害通級指導教室)	3	39名 17校	35名 17校	30名 18校
はりまや橋小学校 (言語障害通級指導教室)	3	44名 13校	44名 15校	42名 12校
潮江小学校 (LD・ADHD通級指導教室)	2	17名 16校	19名 13校	12名 9校
潮江中学校 (LD・ADHD通級指導教室)	1	4名 4校	8名 6校	6名 4校

## 【LD・ADHD】通級による指導対象児童生徒数の推移



## 令和5年度の取組

【目的】 知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級並びに高知特別支援学校に出向き、学級経営や合理的配慮の提供等について、指導及び助言を行うことで、教員の専門性の向上を図る。

特別支援教育スーパーバイザー(4名)を教育研究所に配置

## ○ 活動時間：1日6時間、週4日(年間184日間)

- ①すべての知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級設置小中学校等への訪問支援(定期訪問)
- ②学級担任の様子に応じて訪問し、直接、学級担任の教育活動を支援(集中訪問、重点訪問)
- ③知的障害特別支援学級担任及び自閉症・情緒障害特別支援学級担任の実践交流
- ④知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級における公開授業研究会の開催

**定期訪問**

・指導主事と特別支援教育S Vが学校を訪問し、知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級の授業を参観後、管理職と協議する。

**集中訪問**

・学校長の要請により、苦戦していると思われる学級担任への支援や、助言を希望する学級担任への支援を実施する。

**重点訪問**

・新任及び若年教員や講師の担任する学級へ重点的に訪問し、教材研究や授業づくりの指導・助言を行う。

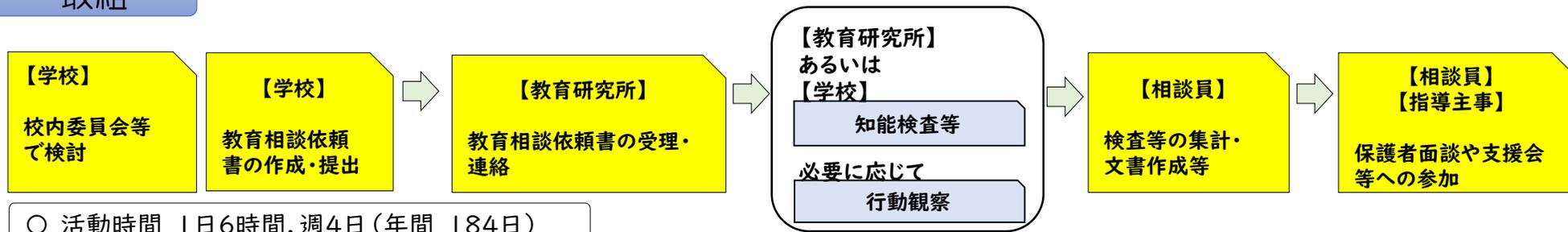
	集中訪問	重点訪問	高知特別支援学校	公開授業	実践交流
R2年	98回 (14校)	432回 (25校)	61回	6学級 (4校)	中止
R3年	185回 (32校)	375回 (27校)	65回	4学級 (4校)	夏季休業中 2日実施
R4年	173回 (31校)	366回 (32校)	70回	5学級 (5校)	夏季休業中 2日実施

- 知的学級においては、生活単元学習等の教材研究から授業づくりまで一定期間連続して支援に入ることによって共に活動しながら支援の具体を示す。
- 自閉症・情緒学級においては、定期的に訪問支援を行い、支援の方法や自立活動の授業づくりについて助言を行う。
- 5学級を目標に公開授業研究会を実施。
- 夏季休業中に希望参加による実践交流会を実施。

目的

○「特別支援教育相談員」を配置し、通常の学級に在籍する児童生徒に対して、知能検査等の実施や行動観察による実態把握を行う。また、保護者面談や支援会を通して、特別な支援の必要な児童生徒に対して、適切な合理的配慮の提供ができるよう助言や支援を行い、児童生徒にとって過ごしやすい教育環境を整備する。

取組



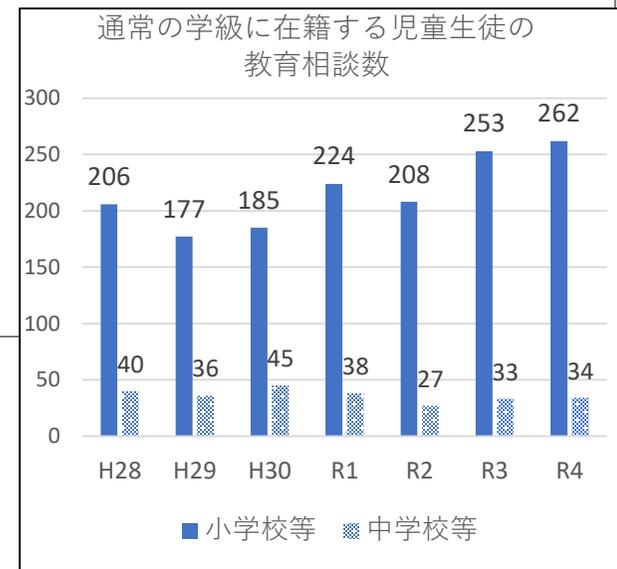
○ 活動時間 1日6時間、週4日(年間 184日)

【期待される効果】

○ 保護者の協力のもと、教育研究所で特別支援教育相談員が検査を行うことにより、適切な環境において、迅速に検査を実施することができる。

○ 経験豊富な相談員が検査実施及び分析を行うことで、より専門的な立場から教育相談を行うことができる。

○ 必要に応じて、指導主事が行動観察を実施するとともに、特別支援教育相談員と指導主事が一緒に保護者や教員への教育相談対応を行うことで特別支援学級への入級も含めた具体的な支援方法を提案することができる。



特別支援教育相談員の知能検査実施数

- 令和2年度 就学前 32件, 小学校等 89件, 中学校等 10件 合計 131件
- 令和3年度 就学前 40件, 小学校等 94件, 中学校等 14件 合計 148件
- 令和4年度 就学前 32件, 小学校等 107件, 中学校等 17件 合計 156件  
(令和4年度 教育研究所実施知能検査 342件)

## 特別支援教育の充実

## ◆ 特別な教育的支援を必要としている児童生徒への対応

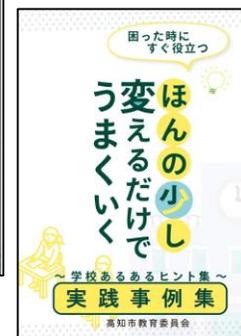
- 児童生徒の特性に応じた適切な指導及び必要な支援の実施
- 児童生徒の特性に応じたICTの活用
- 通常の学級におけるユニバーサルデザインでの授業づくり
- 校内委員会での共有

## ◆ 個別の教育支援計画, 個別の指導計画に基づいた個々のニーズに応じた支援の実施

- 【R4年度】
- 個別の教育支援計画作成率(小学校等:96.0%, 中学校等:91.8%)
  - 個別の指導計画作成率(小学校等:93.1%, 中学校等:78.3%)

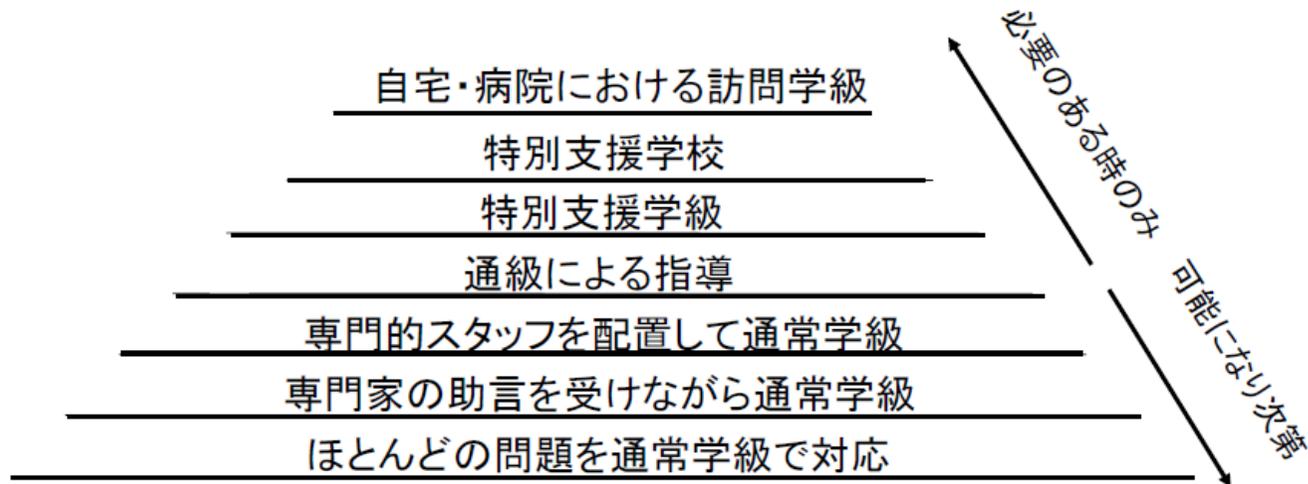
## ◆ 学校の組織力・対応力等をも高めるための研修会等の実施

- 特別支援教育学校コーディネーター担当者会・研修会(担当者会2回, 研修会1回)
- 新任特別支援学級担任研修会及び新任通級による指導担当教員研修会(年3回)
- 特別支援教育講座(参加希望者)
- 知能検査講習会(参加希望者)
- 若年教員研修(初任者, 2年経験者)
- 管理職等研修(新任用・任用2年次主幹・指導教諭, 新任用教頭・校長)
- 臨時的任用教員研修
- 出前研修(校内研修)
- ◇ あったか学級づくりアドバイザー派遣事業



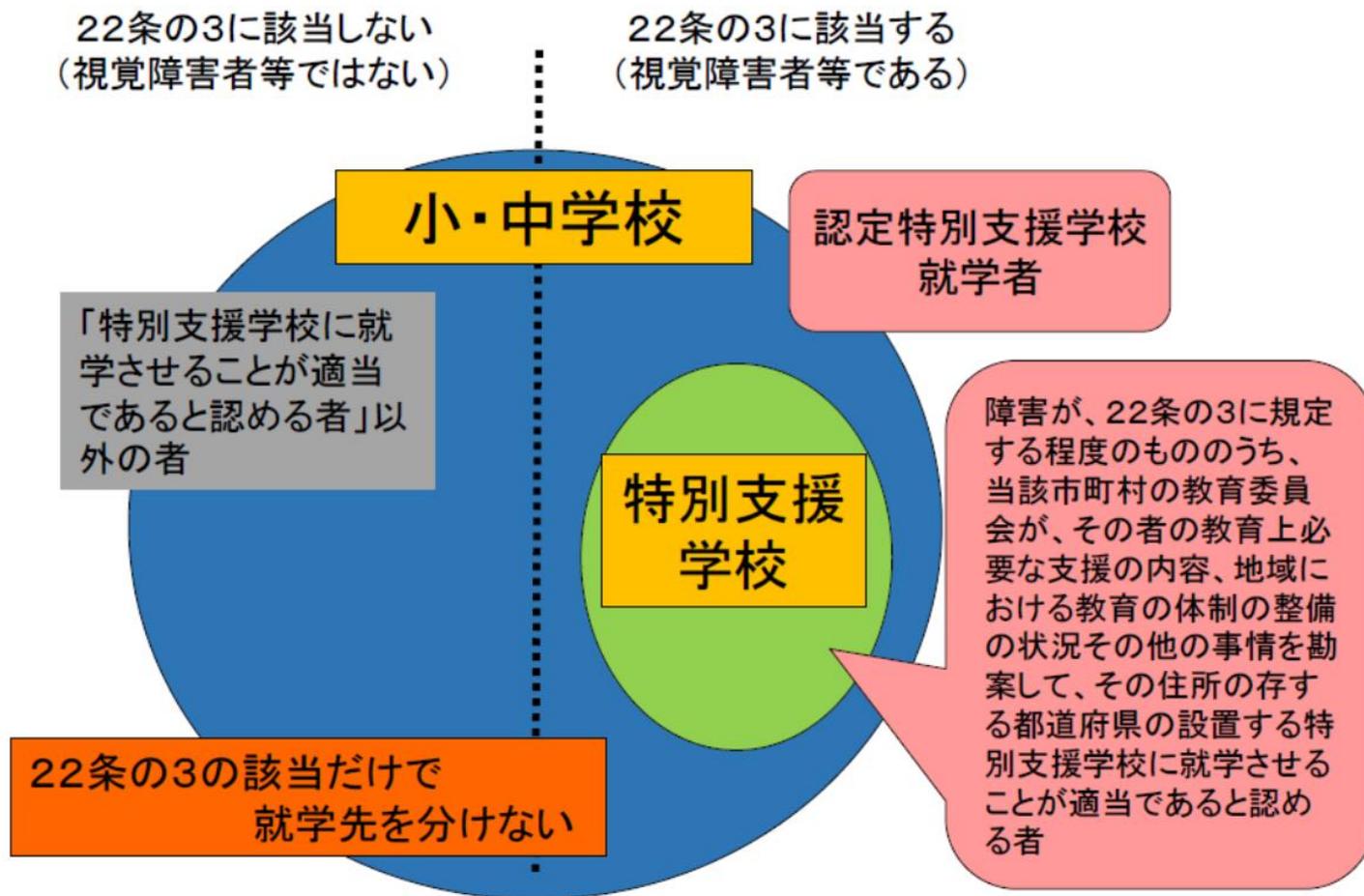
## 日本の義務教育段階の 多様な学びの場の連続性

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。

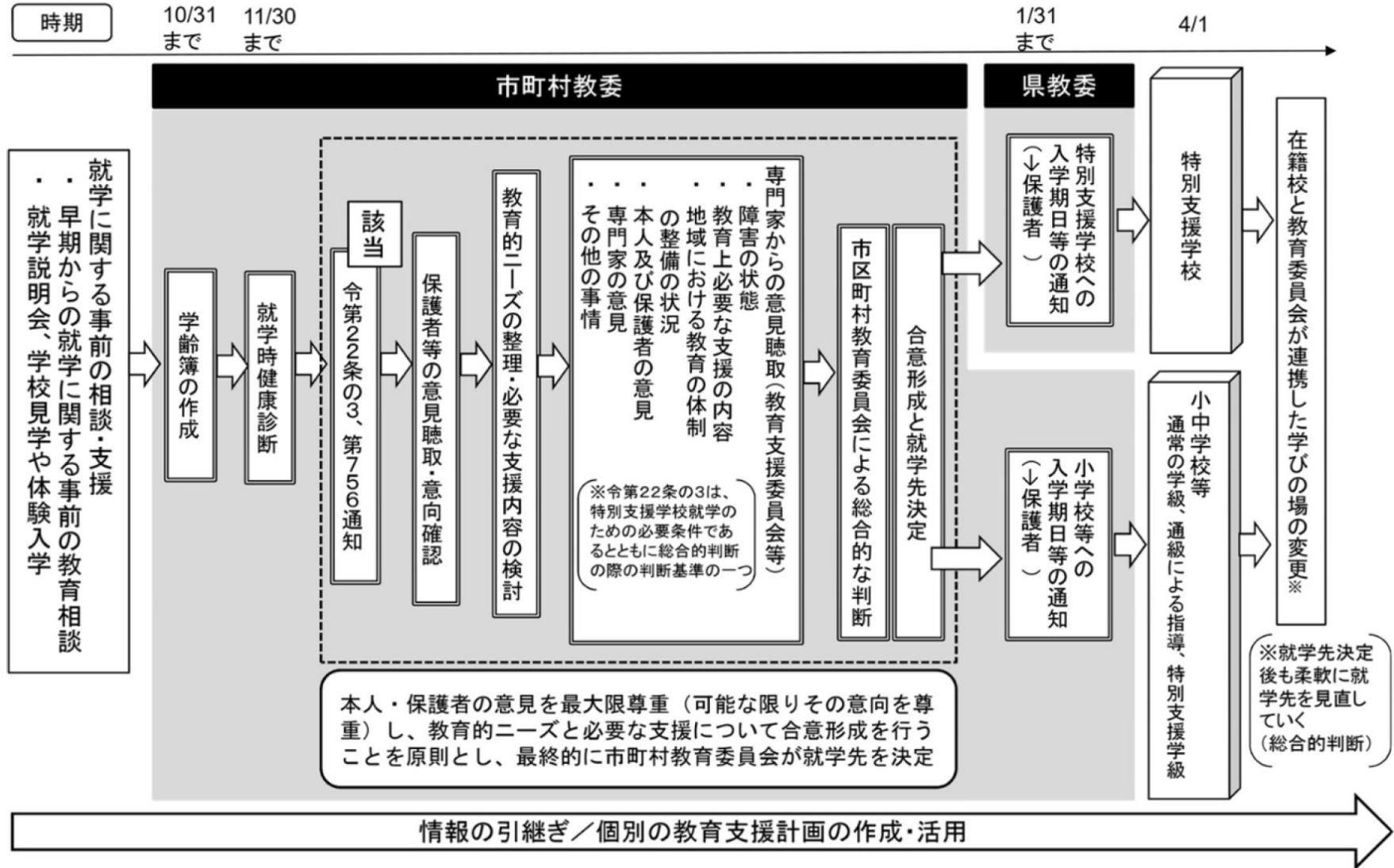


	<p>特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)</p>	<p>特別支援学級 (25文科初第756号通知)</p>	<p>通級による指導 (17文科初第1178号通知) (25文科初第756号通知)</p>
視覚障害者	<p>両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの</p>	<p>【弱視者】 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの</p>	<p>拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの</p>
聴覚障害者	<p>両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの</p>	<p>【難聴者】 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの</p>	<p>補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの</p>
知的障害者	<p>一 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅延の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p>	<p>知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも</p>	
肢体不自由者	<p>一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</p>	<p>補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも</p>	
病弱者	<p>一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの</p>	<p>【病弱者及び身体虚弱者】 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの</p>	<p>【肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者】 肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>
言語障害者		<p>口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)</p>	<p>口唇裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)</p>
自閉症者		<p>一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも</p>	<p>自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも</p>
情緒障害者			<p>主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも</p>
学習障害者			<p>全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも</p>
注意欠陥多動性障害者			

# 就学先決定の考え方



## 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）

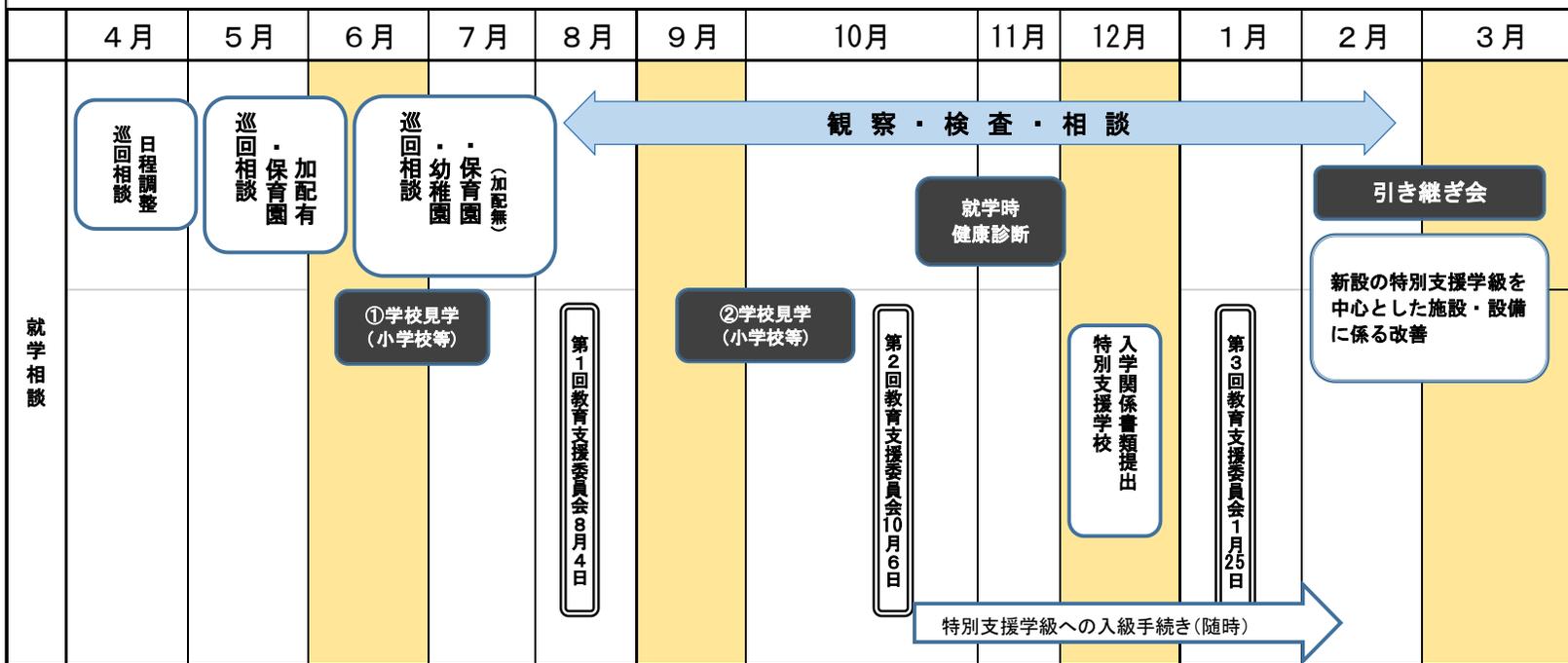


※障害のある子供の教育支援の手引（令和3年6月文部科学省）より

## 教育相談・就学相談の充実

保護者  
配布資料

令和5年度 就学相談 年間の流れ



高知市教育研究所  
作成

令和5年度  
就学相談について

令和5年度 就学相談について



高知市教育研究所

令和5年度  
高知市特別支援教育  
就学の手引き

令和5年度

高知市特別支援教育  
就学の手引き



高知市教育研究所

備考

- 就学相談に関わる学校見学について
  - ・ ①6月末～7月初旬、②9月～10月初旬の間で各1日（2日間）、学校見学の日時を設定しています。見学希望がある場合は教育研究所から各小学校へ参加者を連絡しておきますので、参加できなくなった場合は教育研究所（832-4492）にご連絡ください。
  - ・ 学校見学は基本的に保護者のみの参加になります。駐車場が限られますので徒歩又は自転車（バイク）等で参加をお願いします。
  - ・ 学校見学の対応は各校の管理職等が行います。必要に応じて教育研究所の担当も参加させていただきます。
- 就学先の決定について
  - ・ 就学先（特別支援学校・特別支援学級・通常の学級）については、保護者の了承のもと、8月・10月・1月に開催される高知市教育支援委員会において、子どもさんの様子や診断、知能検査結果、保護者の希望などをもとに審議を行います。そこで出された意見をもとに担当が相談をさせていただきます。
- 引き継ぎについて
  - ・ 保護者の了承のもとに、在園する幼稚園・保育園等で引き継ぎ文書（個別移行支援計画）を作成し、入学先へ提出します。小学校へ入学される場合は、保護者・幼稚園保育園等・小学校の3者で引き継ぎ会を行います。

教育相談・就学相談の充実

保護者  
配布資料

就学相談の流れ(小学校及び義務教育学校前期課程 6年生)



在籍学校での進路希望調査(5月・9月)・就学相談  
在籍学校への児童の様子聞き取り等(5月～)

知能検査の実施(必要な場合)(6月～)

特別支援学校  
学校見学  
【保護者・在籍校からの申し込み】

教育研究所・就学相談(希望者)  
8月7日(月)～9日(水)

中学校  
学校見学  
【体験入学等:小中学校間で調整】

「高知市教育支援委員会※」での意見聴取(8月～12月)

「高知市教育支援委員会」での意見を参考に、学びの場を判断(9月～12月)

- 判断した学びの場については、在籍学校を通じて保護者にお知らせ
- 保護者の進路希望と異なる判断をした場合は、再度就学相談等を実施

引継ぎ書類の送付(個別の教育支援計画, 個別の指導計画, 引継ぎシート等)

学校間での引継ぎの実施(必要に応じて保護者も参加)

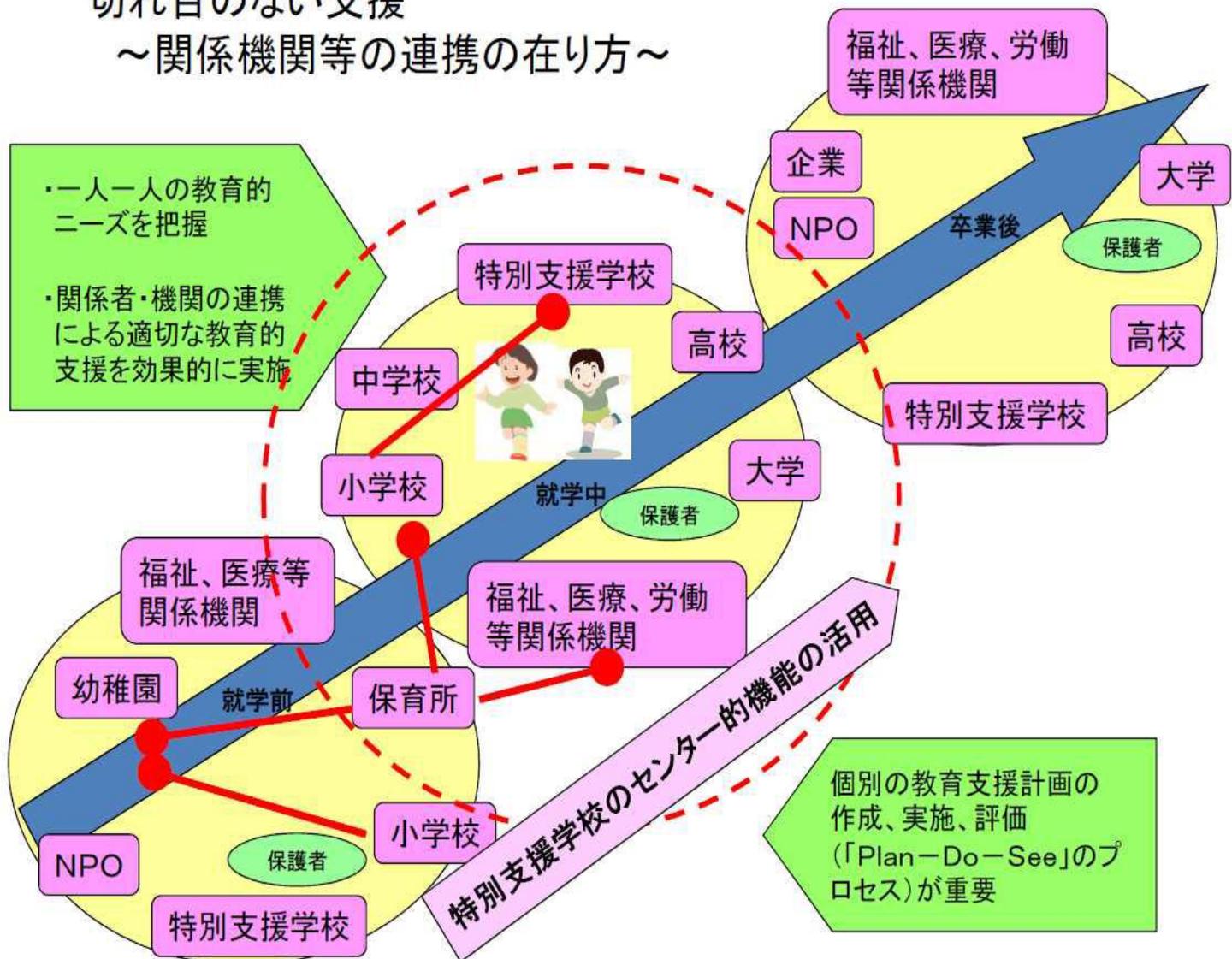
○ 8月の相談後は、主に学校を通じての相談・確認となりますが、追加の検査や対面での相談が必要な場合はご連絡させていただきます。また、保護者の方が相談したいことや分からないことがある場合はいつでも教育研究所・特別支援教育班(TEL832-4492)までご連絡ください。

○ 特別支援学校や特別支援学級への入学・入級については、特に保護者から提出していただく文書等はありません。1月末から2月の初めには、高知市立学校の場合は高知市教育委員会から、高知県立学校の場合は高知県教育委員会から「入学通知書」が届けられます。

○ 中学校等の通常の学級を希望される場合は、相談の後、引き継ぎのみを実施することもあります。

※「教育支援委員会」とは、就学先となる学校や学びの場の検討に当たり、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取する会です。

切れ目のない支援  
～関係機関等の連携の在り方～



一人一人の教育的ニーズを把握  
関係者・機関の連携による適切な教育的支援を効果的に実施

個別の教育支援計画の作成、実施、評価 (「Plan-Do-See」のプロセス)が重要

母子保健課

○1歳6か月児健診 ○3歳児健診

○育児相談(妊産婦・子育て相談, 心理士相談等) ○新生児訪問



保育所・幼稚園・認定こども園

○特別支援事業 ○医療的ケア児通園支援事業

保育幼稚園課



教育

小・中・義務教育学校

特別支援学級  
通級による指導  
通常の学級

○高知市立学校における医療的ケア実施要綱

高等学校

通級による指導(県内4校)

就学相談・教育相談



幼稚園 小・中・高等学部  
特別支援学校



支援が必要な  
お子さんのため  
の子育て応援  
ブック

○訓練等給付

就労移行支援 就労定着支援 就労継続支援A型・B型  
機能訓練 生活訓練 グループホーム 自立生活援助



子ども  
育成課

子ども発達  
支援センター

- 親子通園施設
- 発達相談 「ひまわり園」等
- 早期療育教室

放課後  
児童  
クラブ

オーテピア  
高知図書館  
声と点字の  
図書館

障がい福祉課

障害児  
通所支援

- 児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 保育所等訪問支援
- 放課後等デイサービス

- 手帳交付
- 手当
- 地域生活支援事業
- 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業

子育て給付課

- 医療費公費負担制度
- 福祉医療費助成制度

子ども家庭支援センター

- 養育の支援が必要な家庭の相談